



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主 統一 繁栄

国民議会

06 号 / 国民議会 ヱィエンチャン

2021 年 11 月 16 日

## (改正) 法令制定法

### 第 I 編

#### 一般規定

#### 第 1 条 目的 (改正)

本法律は、法令制定に関して、法令起草と改訂において効率性、透明性、全国における統一性を持たせるために、法令制定の原則、規則、手順を定めており、法令の内容を、質を伴い、完成した、容易に理解でき、執行が可能で、国の実情に合致しており、国際社会および地域と連結でき、国民の国民による国民のための法治国家建設の一翼を担う内容にするためのものである。

#### 第 2 条 法令の制定

法令<sup>1</sup>とは、社会関係を規定する法律類の文書であり、一般的又は特定の効力をもち、中央と地方の国家の権限機関によって起草され、承認採択され、公布される。

法令の制定は、中央また地方の国家権限機関による法令起草の活動であり、準備から、情報聴取、執筆、採択の検討と法令の公布までを含む。

法令の制定は法令の改正を含む。法令の改正とは、追加、合致しない内容、原則を削除又は変更することである。

#### 第 3 条 法令の種類

法令は以下のように二種類から成る。

##### 1 一般効力を持つ法令

<sup>1</sup> 法令 (ラオス語: ニティガム) 憲法、法律から以下村規則まですべての呼称であり、「法令」と訳している。

## 2 特定効力を持つ法令

### 第4条 一般効力を持つ法令（改正）

一般効力を持つ法令とは、国家を統治するため、経済と社会を統治するために発布する法令で、個別の組織又は個人を特定することなく、全国で、又は確実なある領域において効力をもつものである。

一般効力をもつ法令は以下から成る

1. 憲法<sup>2</sup>
2. 法律<sup>3</sup>と法典<sup>4</sup>
3. 国民議会決議<sup>5</sup>
4. 国民議会常務委員会決議
5. 国家主席令<sup>6</sup>
6. 内閣令<sup>7</sup>
7. 政府閣議決議
8. 首相の決定<sup>8</sup>、命令<sup>9</sup>
9. 大臣、国家組織の長の決定、命令、通達<sup>10</sup>
10. 県国民議会決議
11. 県国民議会常務委員会決議
12. 県・都知事の決定、命令、通達
13. 郡長、中心郡<sup>11</sup>の長、市<sup>12</sup>長の決定、命令、通達
14. 村規則<sup>13</sup>

国際条約は、「条約と国際協定法」の規則に従って遵守しなければならない「法令」の一つである。

### 第5条 特定効力をもつ法令（改正）

特定効力をもつ法令とは、個別の組織又は個人を特定し、統治管理業務に仕えるため発布する法令である。

---

<sup>2</sup> 憲法：ラオス語はラタタマヌーン

<sup>3</sup> 法律：ゴットマーイ

<sup>4</sup> 法典：パムアン・ゴットマーイ。現在民法典と刑法典の2つの法典が存在する。

<sup>5</sup> 決議：マティ

<sup>6</sup> 国家主席令：ラッタバンニャット・コーン・パターンパテート

<sup>7</sup> 内閣令：ダムラット・コーン・ラタバーン（ラッタバーンは内閣の意とともに政府とも訳せる）

<sup>8</sup> 決定：コートックロン。「合意」と訳されている場合もあるが、英語で Decision の訳が一般的なので、ここでは「決定」と訳している。

<sup>9</sup> 命令：カムサン

<sup>10</sup> 通達：カムネナム

<sup>11</sup> 中心郡：テサバーン。定着した日本語訳がないが、わかりやすく「中心郡」と訳している。

<sup>12</sup> 市：ナコーン

<sup>13</sup> 規則：ゴットラビアップ

特定効力をもつ法令は以下から成る。

1. 法律の公布に係る国家主席令、条約の批准、恩赦の決定
2. 表彰、警察軍の昇進、任命、異動、又は免職、又はある特定業務に関する、国家主席令、決議、内閣令、決定又はそれ以外の法令
3. 告示

## 第6条 法令制定にかかる国の政策

予算、車両や備品を提供し、また法律人材を育て、一步ずつ法治国家建設に協力し、国、経済・社会を管理するため、すべての領域で十分に制度的な法令制定が成立するように、国は推進する。

法令起草案の内容をより充実させるため、広く政府また民間の、個人、法人、組織が法令の草案に様々な形式で意見を提案することを、国は推進する。

社会のすべての構成員が、厳密に、発効した法令等を尊重し、遵守することを、国は推進する。

## 第7条 法制定の基本原則（改正）

法令の制定と改正は以下の基本原則に従って行なう。

1. 政策、憲法、法律、経済、社会の現状に合致すること
2. ラオスが加盟した条約と国際協定に合致すること
3. その組織が権限の範囲で法令を発すること
4. 計画があり、法令制定と改正の手順に従って執行すること
5. 透明性、公開性を保証し、関係する構成組織と調整し、民主的に広く意見を聴取すること
6. 国家的、科学的また大衆的であることを保証すること

## 第8条 意見の表明（改正）

国内又は国外、国家又は民間に関わらず個人と組織は法令の草案に対し、指定された時間と方法に従って、担当の組織に自身の意見を送付することで、意見を表明する権利を有する。

起草担当の組織は、法令、例えば憲法、法律、各種令の草案を、ウェブサイト、印刷メディア又はその他の方法で掲載しなければならない。それにより国民が最低 60 日間は簡単に情報にアクセスできるようにしなければならない。それによって意見を表明しやすくするためである。しかし、緊急的かつ必要がある場合、また各種決議や本法律の中で規定してあるそれ以外の法令の場合はその限りでない。

## 第9条 法令制定の言語

法令に使用される言語は、ラオス語でなければならない。法令で使われる用語、文章、口語は、確実な意味、明快、適切で、理解しやすくなければならない。もし専門用語を使う場合には、その用語の解説を記載するか、必要があれば外国語で記載する。

## 第 10 条 法令の外国語訳

すでに発効した法令について外国語に翻訳し、普及また情報として利用できる。個人、法人、組織は自分の翻訳に責任をもつ。

## 第 11 条 法令の詳細な拡張解釈（新）

法令は、施行後に執行が可能となるよう、その内容を明解、詳細、明白に規定される必要がある。もしある条文、条項、段落の内容が、手続、テクニック、その他の詳細拡張解釈すべき内容と関連がある場合には、それに関係する組織は委任を受けて、関係する条文、条項、段落のみに限り、詳細に拡張解釈することがある。

上記に述べた詳細拡張解釈された法令は、拡張解釈された法令の内容を規定しなおしてはならない。ただし、拡張解釈された法令に関係するある条文、条項、段落が定義された場合はその限りでない。

委任をされた組織は、準備を行い、詳細に拡張解釈された法令案と、同時に法律案又は国家主席令案を提出し、拡張解釈された法令と同時に、施行、発効が行われるようにすること。

委任を受けた組織は、上記の執行者としての役割を他の組織に代わりに任せる権利を有さない。

一つの法令又は多数の法令の複数内容の拡張解釈の委任を受けた場合には、委任されたその組織は、それらを一つの法令にまとめて拡張解釈することができる。ただし、内容が多岐にわたり、複数の法令として拡張解釈する必要がある場合にはその限りでない。

## 第 12 条 本法律の適用範囲（改正）

本法は、本法の第 4 条に規定されている一般効力のある法令の制定と改正についてのみ適用される。

本法は、人民裁判所、人民検察庁の事件訴訟手続に関する法令、裁判官会議決議、最高人民検察委員会決議、と特定効力のある法令には適用されない。

## 第 13 条 国際協力（改正）

国は法令の制定に係る、経験、情報、研修の交換、知識レベルの向上、専門的能力、支援を通して諸外国、地域、国際社会との関係、協力を推進し、法令制定実務、ラオスが加盟する条約履行の能力向上を目指す。

## 第 II 編 憲法の制定と改正

### 第 14 条 憲法の制定と改正（改正）

憲法とは、政治、経済、社会の体制、国家防衛、公共の安寧、ラオス国民の基本的権利と義務、国家の権限行使、国のその他の問題について規定する国家の基本法であり、国民議会のみが制定、改正の権利を有する。

憲法の制定、改正においては、国家レベルの委員会の設置を行い、一般の法律の制定、改正よりも広範な情報収集と国民からの意見聴取、相談が必要である。

憲法の制定と改正に係る手順の詳細規定は、国民議会が定める。

### 第 15 条 憲法の制定と改正の承認（改正）

憲法の制定と改正を承認するには、国民議会の全議員数の少なくとも三分の二の賛成が必要である。

## 第 III 編 法律の制定と改正

### 第 16 条 法律（改正）

法律とは、その分野の権限をもつ組織によって制定される法令であり、国民議会によって承認され、国家主席によって公布される。法律には、多数の分野又は単一の分野の社会関係の改良のための原則、規則と措置が規定され、全国すべての地域で効力を有し、長期にわたり適用される。

法律として制定しなくてはならない問題は、以下の通り。

1. 国民議会、国家主席、内閣、人民裁判所、人民検察庁、国家監査庁、青年同盟、大衆組織、県国民議会、地方行政組織の組織と活動
2. 人権、国民の基本的権利と義務、人権と国民の権利の制限、刑事犯罪と刑罰
3. 経済、文化、教育、公衆衛生、科学、テクノロジー、自然資源、環境に係る基本政策
4. 国家財政と政府予算、関税と租税の規定、改定、撤廃に係る基本的政策
5. 国家防衛と公安
6. 少数民族と宗教に関する国家政策
7. 軍隊の階級、外交官の階級、それ以外の国家階級
8. 国際関係に係る基本政策
9. 国会常務委員会の提案によるそれ以外の問題

### 第 17 条 法律の草案を提案する権限を有する組織（改正）

法律の草案を提案する権限を有する組織は以下の通り。

1. 国家主席
2. 国民議会常務委員会
3. 内閣（政府）
4. 最高人民検察庁
5. 最高人民裁判所
6. 国家監査庁
7. ラオス建国戦線と中央大衆組織

## 第 18 条 法律の制定又は改正の手順

法律の制定又は改正は以下の手順に従っておこなう。

1. 法律の制定と改正計画の立案
2. 法律の草案起草
3. 司法省による法案の整合性の審査
4. 内閣による法案の検討
5. 国民議会による法案の検討と承認
6. 国家主席による法律の公布

## 第 19 条 法律一部条文の改正（改正）

ある法律を、その構成と主たる内容を変更することなく、一部の条文を改正する必要がある際には、**一部条文改正法**<sup>14</sup>として改正することができる。一方、一部の条文を改正する際に、その法律の構成と主たる内容を変更する場合、又は全条文の半数以上の条文を変更する場合には、**改正法**<sup>15</sup>とする。

また複数の法律を同時に改正する必要がある、その内容が膨大ではない際には、それをまとめて一つの法律として改正できる。それを**法律改正法**<sup>16</sup>と称する。

# 第 1 章

## 法律の制定と改正の計画立案

### 第 20 条 法律の制定と改正の計画立案（改正）

法律の制定を提案する権限をもった組織は、法律制定の政策を明確に策定することで、法律制定と改正計画を立案することが必要で、それを国民議会の常務委員会に提案し、常務委員会が検討をする。

個人、法人またそれ以外の組織は、いずれかの法律の起草と改正に関し、その法律制定を提案する権限をもつ組織に対し、意見を提出する権利を有し、それら意見は法律の制定と改正計画の中に記載することを検討する。

---

<sup>14</sup> ゴットマーイ・ワードゥアイ・ガーンパップン・バーンマーッター

<sup>15</sup> ゴットマーイ・サバップ・パップン

<sup>16</sup> ゴットマーイ・ワードゥアイガーンパップン・ゴットマーイ

## 第 21 条 法律制定と改正計画の種類

法律制定と改正計画は、五ヵ年計画と年度計画からなる。

法律制定と改正の五ヵ年計画とは、各国民議会の初回会期において合意承認の検討がされる計画である。

法律制定と改正の年度計画とは、すでに承認された五ヵ年計画の基本の上に、法律の制定を提案する権限を有する組織の提案に基づき、国民議会の常務委員会が合意する計画である。

## 第 22 条 法律制定と改正の計画立案の手順（新）

法律制定と改正の計画立案は以下の手順にしたがって行う。

### A. 計画提案前の手順

1. 法律制定の政策の規定
2. 法律制定の政策の影響評価
3. 法律制定の政策への意見収集

### B. 法律制定と改正計画の提案、審査、検討の手順

1. 法律制定と改正計画の提案
2. 法律制定と改正計画の審査
3. 法律制定と改正計画の検討

## 第 23 条 法律制定の政策の規定（新）

法律制定の政策とは、現実の問題を解決し、設定した目標を達成するための国の方針、措置である。

法律制定を提案する権限を有する組織は、法律制定の政策を以下の内容で定めること。

1. 解決すべき問題とその原因
2. 達成すべき大目標と個別目標
3. 解決のための方針と方法
4. 影響を受ける対象
5. 問題解決の権限を持つ組織

法律制定の政策は以下を参照して定めること。

1. 政策方針
2. 法律制定の政策、又は法律の執行の効果と関連する、社会的評価
3. 国家の統治、経済社会開発、人権保障、国民の基本的権利と義務、国防、公安業務の保証における条件
4. ラオスが加盟する国際条約

## 第 24 条 法律制定の政策の影響評価（新）

法律制定の政策影響評価とは法律の制定と改正によって起こりうる影響についての分析、研究、評価である。

法律制定の政策影響評価の範囲は以下の通りである。

1. 法律的整合性
2. 解決すべき問題
3. 政策の対象
4. 実施の方法
5. 政策の正の影響と負の影響
6. 予算
7. 政策の利点
8. 支出と得られる利点との比較
9. 実施方法の選択肢と選択した理由
10. 国の統治に対しての影響
11. 男女の役割

法律制定の政策の影響評価については、司法省がそれを研究し、規則を定めること。

#### 第 25 条 法律制定の政策への意見収集（新）

法律制定を提案する権限を有する組織は、法律制定の政策と共に重要なトピックを、財務省、内務省、司法省、外務省、関連の組織とその政策によって影響を受ける対象者に送付し、意見を求める。それらの組織は、自らの責任分野と関連する問題について文書の形式で、法律制定の政策を受け取った日から数えて 15 日以内に意見を述べなければならない。また法律制定を提案する権限を有する組織は更にその法律制定の提案政策に対して意見を聴取する会議を開催しなければならない。

それに加えて、法律制定を提案する権限を有する組織は、法律制定の政策を自身のウェブサイトもしくは政府のウェブサイトに最低でも 30 日間掲載し、国民とすべての組織と、更にその政策によって影響を受ける対象者からの意見を聴取する。

#### 第 26 条 法律制定と改正の計画提案（改正）

政府に属する省庁は、自分の組織の法律制定と改正の五ヵ年計画と同時に、法律制定の政策と法律制定政策の影響評価書を各国民議会の第 4 年次の 9 月 1 日以前に司法省に送付する。

本条の第 1 段落で定めた通りに法律制定と改正計画と、関係書類を受領したのち、司法省は財務省、内務省、外務省とそれ以外の関係機関、更に専門家、研究者と協力の上、研究、審査、まとめを行ったのり、内閣に対し報告を行う。

内閣は、検討ののち、その翌年の 1 月中に法律制定と改正計画を国民議会常務委員会に提案する。



最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査庁、ラオス建国戦線とそのほかの中央大衆組織は、自身の法律制定と改正計画を関連書類と共に、本条第一段落の定めたように各国民議会の第4年次の9月1日より前に内閣に送付する。その後文書の形式で意見を聴取したのちに国民議会常務委員会に提案する。

国民議会常務委員会自身が提案する法律制定と改正計画についても、本法22条第1項の定めに従い、法律制定と改正計画の立案手順にしたがって、国民議会翌会期の初回国会において提案される法律制定と改正計画を決定する前に執行しなければならない。

## 第27条 法律制定と改正計画の審査（改正）

法律の草案を提案する権限を有する組織から、法律制定と改正計画、法律制定の政策、法律制定の政策の影響評価書を受領した後、国民議会常務委員会は、国会法務委員会に、関係する国民議会の他委員会と協力の上で、計画を審査させ、その後常務委員会に報告させる。

## 第28条 法律制定と改正計画の検討

国民議会常務委員会は法律制定と改正五カ年計画を、各国民議会会期の初回国会に提案し検討、承認を得る。

法律制定と改正の年度計画については、すでに承認された法律制定と改正の五カ年計画に従い、また法律制定と改正の提案権限を有する組織からの提案に基づき国民議会の常務委員会が合意する。

## 第29条 法律制定と改正計画の変更

法律制定と改正の年度計画を変更する必要がある場合には、法律制定を提案する権限を有する組織からの提案に基づき、国民議会常務委員会が検討、合意する。

国民議会常務委員会は、法律制定と改正計画の変更について、国民議会の翌会期に、本会議において報告しなければならない。

## 第30条 法律制定と改正計画の履行

国民議会常務委員会は、すでに国民議会の承認を得た法律制定と改正の五カ年計画と年度計画を、法律制定を提案する権限を有する組織に通知する。

内閣は政府内の関連する組織にその法律制定と改正の執行を委任する。司法省は、その法律制定と改正計画履行が規定した時期に間に合うよう、計画履行の推進、追跡、審査を行なう。

## 第2章

### 法律の草案起草

## 第31条 法律の草案起草の責任を持つ組織

法律草案起草の責任を有する組織とは、本法17条に規定された、法律制定を提案する権限を有する組織のことである。政府の法律草案起草の責任を有する組織とは、省、政府に属する組織であり、国家主席の法律草案起草の責任を有する組織とは、国家主席府である。

### 第32条 法律草案起草の責任を有する組織の権限と役割（改正）

法律草案起草の責任を有する組織は、以下の権限と役割を有する。

1. 自身の責任の範囲において法律制定と改正の計画を立案する
2. 財務省の発出した規定に合致するようにして、法律草案起草に必要な予算計画を立案する
3. 法律の起草委員を任命する
4. 法律起草委員に対し、政策的な指導を行なう
5. 法律起草委員の提案による活動計画と予算計画を検討、承認する
6. 法律起草委員の提案する草案の構成と内容について検討する
7. 草案と、同時に相談したい論点を内閣に提出する。また内閣からの意見を求める
8. 政府の責任下にある法律草案の場合には、国会の本会議に草案を提案する際に草案の防御のための担当委員を任命するように首相に提案する
9. 自分の責任の法律について、その執行状況を評価する
10. 自らの組織の法令起草ユニットが強固になるよう任命、改変する

### 第33条 法案の起草（改正）

法案起草の責任をもつ組織の法案起草は以下のように執行する。

1. 草案起草の委員会を任命する
2. もし新たな政策があるときはそれに関する情報収集、研究
3. 草案の内容を執筆する
4. 意見を聴取する
5. 法案提案書を作成する

新しい法律の起草は、時には現在すでに発効している法律の同様の問題又は範囲において、一部の規定を変更したものもありうる。それは、法律の整合性を保証するため、又は執行の迅速さを保証するためである。

### 第34条 法案起草委員会の任命（改正）

法案起草の責任を有する組織は、法案起草委員会を設置するが、副大臣又は組織の副長を委員会の委員長とし、法制局の長と関係する業務の専門官、専門家又は研究者何人かを、法律の起草又は改正委員として、計画に定めた期限までに起草と改正が終了するようにする。もし政府が起草を担当する場合、法律起草委員には司法省、首相府、国会の代表者が入る必要がある。法律草案の担当者は最低でも9名必要である。

法案起草委員のうち専門家また研究者は、法律草案について知識を持ち、その専門分野で能力をもっており、また法案起草委員の活動すべてに参加できなくてはならない。

法律起草の責任組織の法制ユニットは、自らの組織の責任下の法案起草、改正、広報、普及、法律の執行評価のための指令役となる。

国民議会が責任をもつ法律の場合には、国民議会の常務委員会が法案起草委員を任命する。

### 第 35 条 法案起草委員会の権限と役割（改正）

法案起草委員会は以下の権限と役割を有する。

1. 起草委員会の活動計画と予算計画を作成し、法案起草の責任をもつ組織に提案し、検討、合意を求める
2. 情報の収集、研究、法案の内容に関する政策とその他問題点を取り纏める
3. 法案の全体構成を立案し、法案の内容と法案の提案書を記載する
4. 意見聴取会議の開催、ウェブサイトや印刷物などに草案を掲載し、意見を収集する
5. 草案を関連分野の部局や組織に送付し、意見を求める
6. 法案の内容に関係する知識や経験をもつ国内外の専門家の意見を求める
7. 法案の内容に対しての個人、法人、組織からの意見を取り纏め、検討する
8. 定期的に法案の起草活動と進捗を法案起草の上部責任組織に報告する
9. 任命内容に従って、その他の権限と役割を執行する

### 第 36 条 法案の構成の規定（改正）

法案起草委員会は司法省と調整、協力をして、法案の構成と内容の大まかな案についての意見を統一しておく。その後本法に定められた手順に従って法案の内容の執筆をおこなう。

一般的には、法案は、編、章、条から構成される。

法案の編又は章は以下のような内容から構成される。

1. これから制定する法律の目的、政策、原則をさだめた「一般規定」
2. その問題の管理、解決、推進のために、重要な問題となる法律内容は必ず記載する
3. 「最終規定」これは法律執行と発効の役割を持つ者を定め、同時にその法律によって廃止される規定や条文等を定める

### 第 37 条 新たな政策に関する情報収集と研究、分析（改正）

法案起草委員会は以下に関連する情報を聴取、研究、分析する。

1. 法案に関連する政策、すでにある法令
2. 法案に関連する法律とその他の法令の執行状況
3. 現在の経済社会の現実、法案の主なる内容に関係する社会関係の状況
4. ラオスが加盟する国際条約と外国での教訓

## 第 38 条 法案の内容執筆

法案起草委員会は、司法省と意見統一したうえ、合意した構成にしたがって草案の執筆を行なう。内容の執筆については、明快、明瞭、簡潔、焦点のあった、確実な意味をもつ用語を使用し、分かりやすくそして、執行可能になるように執筆する。技術的又は専門的用語を使用する場合には、法案の中で用語の説明をすること。

最初の法案執筆が終了した後、起草委員会は法案起草責任の組織の長に、検討と指示をうけるために提出する。

## 第 39 条 意見の聴取（改正）

法案起草責任組織の長の合意を受けた後、起草委員会は関係分野部局、地方行政組織、関連組織に草案とともに詳細な質問を送付し、その組織の責任と関連する論点についての意見を聴取する。たとえば財務省、内務省、外務省とすると、（財務省は）経理や財務、（内務省は）行政組織、（外務省は）ラオスが加盟している国際条約との整合性、に関わる事項を保障するためである。関連の組織は意見を必ず文書の形式にて、草案を受取った日から数えて15日以内に起草委員会に送る。

それ以外にも、起草委員会は相談と意見聴取のための会議を開催することができる。また草案の全内容と草案提案書を政府又は自身のウェブサイトにも最低でも60日間掲載し、一般市民とすべての分野の人が草案の内容に対し意見をつけられるようにすることができる。

草案の起草委員会は、それらの意見をまとめたうえで、草案の改訂を検討する。

## 第 40 条 法律起草委員会会議の議事録

法律起草委員会は、毎回の会議において、例えば政策、原則、用語、時間の規定やそれ以外の重要な問題についての研究と相談の議事内容を記録しておくこと。

## 第 41 条 法案提案書の作成（改正）

法案提案書とは、法律起草の研究報告書のことであり、その主な内容は、以下のものから成る。

1. それまでの状況と解決しなければならない問題点
2. 法律制定と法律改正の目的、理由、必要性
3. 全体構成と重要な条文についての説明
4. 資源、メカニズム、執行機関
5. 法律から期待される効果

法律の改正の場合には、上記に定めた内容以外に、これまでの現行法の執行における評価についての内容をふくめなければならない。

## 第 42 条 司法省への草案の提案（改正）

草案についての意見聴取と改訂を終えたのち、法律起草責任組織は、その草案を草案提案書、法律制定政策、法律起草影響評価書と共に、国会の開催日から少なくとも120日前までに司法省に提案し、草案の整合性と起草の技術面を司法省が審査する。

### 第3章

#### 司法省による草案の整合性の審査

##### 第43条 法律面の整合性審査（改正）

法律制定の責任組織が提案した草案については、本法の23条24条また41条に定めのとおり法律制定政策、法律制定政策影響評価書、草案提案書が同時に提出されている場合限り、司法省はそれを研究、審査のために受理する。

法律草案の整合性の審査は、草案と法律制定提案の政策、憲法、その他法律、ラオスの加盟する国際条約、男女平等、行政上の手順の必要性と理由、法令制定技術、例えば編、章、条の構成について、草案と関連書類を受領した日から数えて15日以内に全面的、詳細に行う。もし明確でない部分がまだあると思われる際は、司法省は、文書で意見をつけ、草案を担当の起草責任組織に送り、再度検討を行なわせる。責任組織は司法省からの意見をうけとってから15日以内に司法省に草案を送り返す。

法律草案の内容に混乱が見られる、多くの分野と関連がある、又は司法省自身が草案を担当した場合には、司法省大臣は、その草案に関連する組織の代表者、専門家、研究者から成る法律上の整合性審査委員を任命し、草案の整合性審査に参加させる。

もし草案が、基本的な内容は十分であると見られるときには、司法省は起草委員会と関連組織と協力の上、国民議会の法律委員会と関連委員会の代表、首相府代表の参加を得て、草案を内閣に提出する前に、見解の統一を図るために改訂、監修をおこなう。

##### 第44条 内閣への草案の提出（改正）

法律面整合性審査を通過したのち、司法省は草案と草案の準備状況にかかる報告書、まだ見解が統一されていない問題、指導を求めたい問題、問題解決の選択肢と共に、草案提案書、法律制定政策、法律制定政策の影響評価書を、国民議会の開催日から数えて少なくとも90日前までに内閣に提出する。

### 第4章

#### 内閣による草案の検討

##### 第45条 閣議前の準備（改正）

本法の44条の定めにある関係書類と草案を受理した後、首相府は政策、未だ見解が統一されていない問題、指導を求められている問題について検討し、内閣閣議の議題にあげる。

必要がある場合には、内閣は、関連組織、シニア、研究者、専門家と上記にのべた問題について相談会議をひらくことがある。

内閣は該当の草案と関連の書類を、内閣メンバーと関係者に、内閣閣議開催日の少なくとも公務日7日前までに送る。

#### 第 46 条 内閣閣議での草案の検討（改正）

法律起草責任組織の長が、内閣閣議において内閣に検討を求めるための提案者となる。

内閣閣議においては、未だ見解の統一していない問題、新しい政策と原則について特に深く検討する。内閣閣議での草案の検討には、国民議会の法務委員会、その他の委員会、関連するその他の組織等が参加することがある。

#### 第 47 条 内閣閣議の意見による草案の改訂（新）

内閣閣議での草案検討が終了後、合意また草案の改訂指示があった場合には、首相府が中心となり、起草責任組織、司法省、国会法務委員会、国会関連委員会と調整協力の上、緊急に改訂をおこない、その後国民議会常務委員会への提出のために内閣に送付する。

#### 第 48 条 草案の防御委員の任命（改正）

首相は、法律起草責任組織の提案にもとづき、国民議会への草案提出と防御のための防御委員を任命する。

防御委員は以下から構成される。

1. 法律起草責任組織の大臣又は副大臣、長官又は副長官が委員長になる
2. 司法省副大臣が副委員長になる
3. 首相府副長官が委員となる
4. 法律草案起草委員が事務局となる

最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査庁、ラオス建国戦線、その他の中央大衆組織の場合には、国民議会の常務委員会が草案の防御委員を任命する。法律起草責任組織の長が委員長に、司法省副大臣が副委員長に、草案起草に関連する組織の副長官が委員となる。

#### 第 49 条 草案防御委員会の権限と役割

草案防御委員会は、以下主たる権限と役割を有する。

1. 法令の草案に係る情報、例えば政策、原則とその他問題の準備を行う
2. 国民議会で草案について簡潔に提案をする
3. 国民議会において、草案の防御、指示や懸念への説明、国民議会議員からの質問への返答をおこなう
4. 国民議会における意見にしたがって、草案の改訂と監修をおこなう

#### 第 50 条 内閣から国民議会常務委員会への草案の提案（改正）

内閣は、国民議会の開会日の少なくとも60日前までに法律の草案を国民議会常務委員会に提案する。もしその期日を過ぎた場合には、国民議会常務委員会は、提案された草案を受け取らない。

#### 第51条 それ以外の組織の草案起草と国民議会常務委員会に対する提案（改正）

最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査庁、ラオス建国戦線、中央大衆組織の法律の草案起草と提案は、本法の第III編第2章に定めがあるように、内閣による起草と提案と同様におこなう。その後、司法省と調整のうえ、必要がある場合、例えば国家予算を使う場合、組織の拡大又は新設の場合、には内閣の意見をつけたうえで国民議会常務委員会に提出する。

国民議会の常務委員会自身による起草の場合には、本法の33条の定めに従って、執行する。ただし司法省による整合性の審査と、内閣による草案検討は、本法の第III編第3章と第4章の定めに従い省略される。

### 第5章

#### 国民議会による草案の検討と採択

#### 第52条 草案の審査の委任（改正）

国民議会常務委員会は、法律制定提案権限を有する機関から法律の草案を受理したのち、国民議会法務委員会とその他の関連委員会に草案の全面的審査を委任し、その後、国民議会常務委員会に検討のために報告させる。

必要がある場合には、関連する専門家、研究者、影響を受ける組織代表者を全面的内容審査に参加させることもある。

#### 第53条 審査内容（改正）

国民議会の法務委員会と関連の委員会は、草案の全面審査を以下の項目に従っておこなう役割を有する。

1. 草案の必要性、目的、ねらい、適用範囲
2. 草案と、国家の政策方針との整合性
3. 憲法とその他の法律、ラオスが批准する国際条約との整合性。同時に内容の記述技術、用語の使用方法
4. 法令の起草の手順の執行
5. 政府が提案した問題、例えば戦略的問題点、見解統一されていない問題点、新しい政策、原則
6. 関連の専門家、研究者と法律が採択、施行された後に直接影響をうける対象者の意見
7. その法律の実施可能性

## 第 54 条 国民議会常務委員会による草案の検討（改正）

国民議会常務委員会は草案検討を以下のように実施する：

1. 常務委員会が座長となり、その他の国民議会常務委員会と法案起草担当組織と調整協力の上、草案の種別に従って、一回又は複数回審査をおこなう
2. 検討を求めるための国民議会常務委員会に対し、法務委員会は全面内容審査の結果を報告し、その他の委員会は意見をつける

国民議会で意見聴取のために提案される法律草案は、最初の内容審査と、統一見解に至っていない意見について審査がされていなければならない。

## 第 55 条 草案に関する公聴会の開催

国民議会の常務委員会は、合意の上で国民議会議員と選挙区ごとの国会議員役員を対象にした公聴会を開催し、会議の内容、範囲また時間を指定して草案に意見を求める。国民議会本会議に検討のために草案を提案する前に、草案の改訂のために、自らの業務支援する機構を通して、国民議会常務委員会が公聴会を進行した国民議会議員と選挙区ごとの国民議会議員役員の意見を集約する。

## 第 56 条 国民との法律草案の相談

もしその法律草案が多くの分野の業務と関係する、又は国民の権利と利益に直接に関係すると思われるときには、国民議会常務委員会は、合意の上草案について国民と相談協議する。

本条第1項の定めに従って、国民議会常務委員会が草案の国民との相談について、内容、範囲、時間を定める。

国民議会本会議に検討のために草案を提出する前に、草案の改訂のために自らの支援機構を通じて、国民議会常務委員会が指揮し、国民からの意見をまとめる。

## 第 57 条 国民議会本会議での法律草案の検討（改正）

国民議会は法律案を本会議において1回のみ、又は国民議会本会議で承認されなかった法案の場合、又は国民議会にまず意見を聴くために提出された法案の場合に限り2回の検討を実施する。その場合、法律の起草責任組織は、国民議会本会議の意見に従って改訂し、次の国民議会に提案すること。

## 第 58 条 本会議での法案の検討の手順（改正）

国民議会本会議での法案の検討は以下の手順でおこなう。

1. 法案の防御担当委員長が法令の起草と改正について提案する
2. 国民議会議長が議事進行をし、法案の研究と意見聴取を行う



3. 国民議会議員は意見を述べ、また質問をする
4. 防衛委員会は、説明し、懸念点を解決し、国民議会議員の提起した質問について返答する
5. 意見の統一が図られていない難しい問題点については、投票をする
6. 国民議会議長は、まとめの意見を述べ、法律の防衛担当委員会に国民議会の意見に従って改訂をアドバイスする
7. 国民議会本会議は投票によって法律案を承認する

## 第 59 条 法律案の採択（改正）

国民議会の本会議における法案の採択は、匿名投票又は公開投票によっておこなう。本会議に参加している国民議会議員数の半数を超える賛成を獲得した場合にその法律は採択されたとみなす。

## 第 6 章

### 国家主席による法律の公布

## 第 60 条 国家主席への法律提案

国民議会常務委員会は、国民議会本会議で採択された日から数えて 20 日以内に、国民議会の採択した法律を国家主席に対し公布の検討のため提案する。

## 第 61 条 国家主席の検討

国家主席は、国民議会から法律を受取った日から数えて遅くとも 10 日以内に法律公布の国家主席令の発布を検討する。その期間内に、国家主席は、国民議会常務委員会に対し再検討を提案する権限を有する。もし国民議会が、該当の法律を元のまま保証する場合には、国家主席は、国民議会常務委員会から保証書を受取った日から数えて 15 日以内に公布しなければならない。

## 第 IV 編

### 法律より下位の法令制定

## 第 1 章

### 国民議会と国民議会常務委員会の決議制定

## 第 62 条 国民議会決議（改正）

国民議会決議とは、国民議会本会議において検討された、何らかの問題についての合意をいう。

国民議会本会議で検討される問題で決議とされるものは以下の通り。

1. 国家経済社会開発計画、国家予算計画

2. いまだそれを規定する法律がない、又は現在の法律とは異なった、国民議会の権限役割の範囲内での新たな政策の試行
3. 経済社会開発、人権保障、国民の権利の分野における、緊急的要求に応えるための、法律、国民議会決議施行の一部又は全部の停止又は継続措置
4. 国家安全、公共治安を保障するための緊急事態、その他特別措置の規定
5. 恩赦
6. 国民議会の権限と役割の範囲内のその他の問題

### 第 63 条 国民議会決議制定（改正）

国民議会決議は、関連の委員会と調整の上、国民議会事務局が起草者となる。国民議会の決議草案については、本法の 8 条に定めにあるウェブサイト、印刷物、その他の方法による掲載をする必要はない。

決議草案が完成したのち、国民議会事務局はそれを国民議会本会議に採択のために提案する。

国民議会決議は、国民議会法の定めに従って採択される。

### 第 64 条 国民議会常務委員会決議（改正）

国民議会の常務委員会決議とは、国民議会常務委員会議の検討に付された、何らかの問題についての合意である。

国民議会常務委員会議で検討される問題で決議とされるものは以下の通り。

1. 国民議会決議の執行、憲法、法律の施行についての追跡、検査
2. 経済社会開発における緊急的要求に応えるための、国民議会常務委員会決議、国家主席令の一部又は全部の停止又は継続措置
3. 県国民議会の活動に対する助言
4. 国民議会常務委員会の権限と役割の範囲内のその他の問題

### 第 65 条 国民議会常務委員会決議の制定（改正）

国民議会常務委員会決議は、国民議会事務局と調整の上、関連する国民議会委員会が起草を担当する。国民議会常務委員会決議は、本法の第 8 条の定めにあるウェブサイト、印刷物、その他の方法での掲載する必要はない。

決議草案が起草終了したのち、国民議会常務委員会に検討、採択のために提案する。

国民議会常務委員会決議は、会議参加した委員数の半数を超える賛成が得られたときに有効となる。

## 第 2 章

### 国家主席令の制定

### 第 66 条 国家主席令（改正）

国家主席令（ラッタバンニャット）とは、法律に次ぐ下位法令であり、社会関係の変更や法律条文の改訂にフォーカスした原則、規則、措置をさだめるもので、国民議会常務委員会の提案に従って、国家主席が発布する。

国民議会常務委員会が国家主席令の制定の合意を行う。

#### 第 67 条 国家主席令の制定を提案する権限を有する組織

国家主席令の制定を提案する権限を有する組織は、本法の 17 条に定めのあるように、法律の制定を提案する権限を有する組織と同じである。

#### 第 68 条 国家主席令の制定（改正）

国家主席令の草案起草は、本法の第 III 編の定めのとおり、法律の草案起草と同じ手順でおこなう。ただし本法の 20 条、21 条、22 条、26 条、27 条、28 条、30 条と 52 条から 61 条までに定めている手順は除外するが、政策の作成と政策影響評価についてはこれを作成しなければならない。国民議会常務委員会が研究、検討合意のうえ国家主席に提案する。

法律の一部条文の改正又は変更のために発布された国家主席令については、国民議会常務委員会は、翌回の国民議会本会議に検討、承認のために提案しなければならない。

### 第 3 章 内閣令の起草

#### 第 69 条 内閣令（改正）

内閣令（ダムラット・コーン・ラタバーン）とは、内閣が以下の目的で発布する法令である。

1. 理解を容易にし、統一的に執行できるよう法律の内容や一部条文につき、又は規制と別の規定を定めた法律についての拡張解釈、説明、推奨を行う
2. 国民議会決議、国民議会常務委員会決議、国家経済社会開発計画、戦略計画の執行
3. 未だ国家主席令又は法律を制定するに条件を満たさないが、国家統治と経済社会管理における要求に応えるための、ある分野の社会関係の改変
4. 2 つ以上の省庁の権限と役割にかかる問題の規定
5. 政府に属する省庁の活動、組織の規定
6. 政府（内閣）の権限と役割の範囲内のその他の問題の規定

#### 第 70 条 内閣令の制定計画（改正）

内閣は、省庁、政府に属する組織からの提案に従い、又は内閣自身の案にしたがって、内閣令の制定計画を定める。

省庁、政府に属する組織は、自分の組織の年間の内閣令制定計画を作り、首相府に毎年 9 月 1 日より前に提出する。

本法 69 条 1 項、3 項、4 項に定めのある内閣令については、内閣令制定計画を提案する前に、内閣令制定政策と影響評価書を作成する。

#### 第 71 条 内閣令の制定（改正）

内閣令の制定にあたっては、本法に定めのあるように法律の草案起草と同様におこなう。ただし本法の 69 条 2 項 5 項 6 項に定めのある内閣令については、司法省への提案は必要ない。ただし 69 条 5 項に定めのある内閣令については、内務省に提案し意見を求める。

69 条 3 項に定めのある内閣令の制定については、内閣令制定計画を立てる前に、国民議会常務委員会に提案し、意見を求める。

### 第 4 章

#### 閣議決議の制定

#### 第 72 条 閣議決議（改正）

閣議決議とは、政府の責任範囲下にある、国家経済社会開発計画、国家予算計画、その他の、閣議において検討した問題についての合意のことをいう。

#### 第 73 条 閣議決議の制定手順（改正）

首相府は、以下の手順にしたがって閣議決議の草案を起草する。

1. 国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令の執行状況について現状を研究し、情報を収集する
2. 関係する組織、団体と調整協力の上、意見を聴取し、草案を起草し、閣議に検討のために提案する

閣議決議は、本法の 8 条に定めのある、ウェブサイト、印刷物又はその他の方法で掲載を行なう必要はない。

草案起草終了後、首相府は閣議に提案し、採択のために検討する。

閣議決議はラオス政府法の定めにしたがい採択される。

### 第 5 章

#### 首相決定と首相命令の制定

#### 第 74 条 首相の決定と命令（新）

首相決定とは、首相が制定者となる法令で、自身の権限と役割の執行、又は上部国家組織の法令の拡張解釈と執行を目的とするものである。

首相命令とは、首相が制定者となる法令で、自身の権限と役割の範囲において、個人又は組織に計画、法律、内閣令その他法令とその他問題を執行させることを目的とする。

首相決定と首相命令として制定できる問題は以下の通りである。

1. 政府の活動と中央から地方まで行政組織構造、政府と地方行政組織のメンバーの業務執行体制を管理、統治するための措置を定める
2. 政府組織メンバーの指導、調整協力、各省、政府に属する組織、地方行政組織の国家方針、政策と法律の執行について審査する措置を定める
3. 首相の権限と役割の範囲におけるその他の問題

## 第 75 条 首相の決定と命令の起草（改正）

首相府は、関連の組織と調整協力の上、首相決定と首相決定の影響評価書を起草し、首相に検討、署名のため提案する前に、本法 8 条の定めを通りその決定の草案をウェブサイト、印刷物、またその他の方法で掲載し、国民からの意見を募る。

首相府が関連の組織と調整協力の上、首相命令を起草し、その後首相に検討、署名のために提案する。

## 第 6 章

### 大臣、国家機関の長の決定、命令、通達の制定

#### 第 76 条 大臣、国家機関の長の決定、命令、通達（新）

大臣、国家組織の長の決定（コートックロン）とは、大臣、国家組織の長が発布する法令の一つであり、自身の権限と役割の履行のため、又は上位国家組織の法令の拡張解釈、執行をその目的とする。

大臣、国家組織の長の命令（カムサン）とは、大臣、国家組織の長が発布する法令の一つであり、自身の権限と役割の範囲内において、個人又は組織に、計画、法律、国家主席令、その他法令とそれ以外の問題を履行させることを目的とする。

大臣、国家組織の長の通達（カムネナム）とは、大臣、国家組織の長が発布する法令の一つであり、国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令、計画やその他の業務を履行させることを目的とし、通達のなかで、理解、方法、手順、乗物備品の使用、履行期限の規定、調整、その他について指示をするものである。

大臣決定、命令、通達として発布できる問題は以下の通り。

1. 法律、国民議会決議、国民議会常務委員会決議、国家主席令、内閣令、閣議決議、首相決定、首相命令の委託された章、条、段、項の拡張解釈
2. 自身の国家統治における役割履行の措置を定める
3. 自身の権限と役割範囲内のその他の問題

#### 第 77 条 大臣、国家機関の長の決定、命令、通達の起草（改正）

省、国家機関の官房又は関連の局が、自身の機関の法制担当部課又は局の参加を得て、関連組織と調整協力の上、大臣、国家機関の長の決定と決定起草影響評価書を起草し、大臣、国家組織の長に検討のために提案する前に、本法 8 条の定めを通りその草案をウェブサイト、印刷物又はその他方法で掲載する。

一方、大臣、国家機関の長の命令と通達の起草についても、自身の機関の法制担当ユニットの参加を得て、関連の組織と調整協力の上、大臣、国家機関の長に検討のために提案する。

## 第7章

### 県国民議会決議と県国民議会常務委員会決議の制定

#### 第78条 県国民議会決議（新）

県国民議会決議とは、県国民議会において検討された問題についての合意のことである。

県国民議会において検討され、決議として発布される問題は以下の通りである。

1. 上位の国家組織の法令において委任された条文、段落、項の拡張解釈
2. 憲法、法律、上位の国家機関の法令の履行を保証するため、政策、措置を定めること
3. 県、都の経済社会開発計画、県、都の国家予算計画
4. 自身の地域の経済社会開発条件に合致して、特別な措置を定めること
5. 県国民議会の権限と役割の範囲内のその他の問題

#### 第79条 県国民議会決議の起草（新）

県国民議会決議とは、関連の常務委員会の調整協力の上、県国民議会事務局が制定するものである。県国民議会決議の起草においては、本法8条の定めにあるウェブサイト又は印刷物又はその他の方法での掲載を必要としない。

その決議草案の起草後、事務局が県国民議会に採択のために提案する。

県国民議会決議は、県国民議会法の定めに従って採択される。

#### 第80条 県国民議会常務委員会決議（新）

県国民議会常務委員会決議とは、県国民議会常務委員会の権限と役割の範囲内における、県国民議会決議の執行、憲法、法律の執行についての追跡、検査、またそれ以外の問題について、検討された問題の合意である。

#### 第81条 県国民議会常務委員会決議の起草（新）

県国民議会常務委員会決議は、県国民議会の事務局又は関連の委員会が制定する。県国民議会常務委員会決議の起草は、本法8条の定めにあるウェブサイト又は印刷物又はその他の方法での掲載を必要としない。

その決議草案の起草終了後、事務局が県国民議会常務委員会に採択のために提案する。

県国民議会常務委員会決議は、常務委員会議参加委員の数の半数を超える賛成票を得た場合に発効する。

## 第 8 章

### 県知事、首都知事の決定の制定

#### 第 82 条 県知事、首都知事の決定（新）

県知事、首都知事の決定とは、県知事、首都知事が発布する法令であり、国家の統治、経済社会管理、ある業務分野又は県、首都の範囲における強制権の発動を目的とする。

県知事、首都知事の決定として制定できる問題は以下の通り。

1. 上部の国家組織の法令の条文、段落、項について委任されて拡張解釈を行う
2. その地方における経済社会開発、予算、国家防衛、公安に関わる憲法、法律、上位の国家組織の法令、県国民議会決議の執行の措置を定める
3. その地方における国家統治の役割執行の措置を定める
4. 県知事、首都知事の権限と役割の範囲内のそれ以外の問題

#### 第 83 条 県知事、首都知事の決定制定を提案する権限を有する組織（新）

県知事、首都知事の決定制定を提案する権限を有する組織は以下の通り。

1. 県、首都行政組織
2. 県、首都国民議会常務委員会

#### 第 84 条 県知事、首都知事の決定制定の手順（新）

県知事、首都知事の決定制定の手順は以下の通り執行する

1. 決定制定計画の立案
2. 決定の草案作成
3. 県の司法課による、決定草案の整合性審査
4. 県行政組織による、決定草案の検討
5. 県国民議会による、決定草案の検討と採択
6. 県知事、首都知事による公布への署名

#### 第 85 条 県知事、首都知事の決定制定計画の提案（新）

県知事、首都知事は、県の課、課と同等の機関に対し、自身の役割責任の範囲における決定制定政策と、政策による影響評価につき、年間、半年ごとの計画を研究し、提案させ、県の司法課に送付し研究、審査、まとめを行わせ、県行政組織に報告をさせる。

必要がある際には、県国民議会常務委員会は、県、首都行政組織に対し、決定制定計画に入れるための決定制定を提案する。

県、首都行政組織は、検討後、その計画を県国民議会常務委員会に提案する。

県国民議会常務委員会は、遅くとも提案書を受け取った日から数えて 15 日を超えない期間内に、その提案に対しての検討と合意を行わなければならない。

#### 第 86 条 決定制定計画の検討、採択、執行（新）

県、首都行政組織から計画を受領後、県国民議会常務委員会は、司法委員会と国防 - 公安委員会に、県国民議会の他委員会と調整協力の上で検査をさせたうえで、県国民議会常務委員会に報告をさせる。

県国民議会常務委員会は、研究、検討、合意ののち、その決定制定計画を県国民議会本会議に提案し、検討と採択を求める。

県国民議会本会議の決定制定計画の検討と採択については、関連の規則に従って行う。

県国民議会常務委員会は、その決定制定計画を、県、首都の行政組織に執行のために送る。

## 第 87 条 県知事、首都知事の決定の起草（新）

県知事、首都知事の決定の草案作成は以下の通り行う。

1. 決定草案起草委員会の任命
2. 情報の収集、研究、分析
3. 決定の草案の内容記載
4. 意見聴取

## 第 88 条 決定の起草委員会の任命（新）

県知事、首都知事が県知事、首都知事決定の起草委員会任命者となり、副県知事、副都知事が委員長、直接の課長、県の課と同格組織の長が副委員長、司法課代表者と関連組織代表者が委員となり、加えて業務を補佐する事務局を設置する。

## 第 89 条 情報の収集、研究、分析（新）

決定の起草委員会は、以下の情報の収集、研究、分析を行う。

1. 決定の草案と関連する政策、法令
2. 決定の草案と関連するその他の法令の執行状況
3. 現在の実際の経済、社会情勢。決定草案の主たる内容に関連する社会的関係状況
4. ラオスの加盟する条約と外国の教訓

## 第 90 条 決定草案の内容の執筆（新）

決定の起草委員会は、県司法課と合意した構成案に従って草案の執筆をし、その内容は、明確、明解、整理され、確実な意味の用語を使用し、理解し易く、執行可能でなくてはならない。もし技術的また専門的用語を使用する場合には、その決定草案内に、用語説明をしなければならない。

決定草案内容の最初の執筆が完了後、起草委員会はその決定草案を決定起草の責任組織の長に提案し、検討させ、指導を受ける。



## 第 91 条 決定草案に対する意見聴取（新）

決定起草の責任組織の長が合意をしたのち、決定起草委員会は、その草案と具体的質問を意見聴取のため、担当課、地方行政組織、関係組織に送り、その組織に関係する問題点についての意見を提出させる。例えば財務課、内務課、外務課には、それぞれ財務上保証、行政組織の保証、またラオスが加盟する条約との整合性についてなどである。関係組織は、その意見を文書の形式で、決定草案を受領した日から数えて 15 日以内に決定起草委員会に提出すること。

それ以外に、決定起草委員会は、意見公聴会の開催、また決定草案の内容全部と決定草案提案書を、市民とすべての関係者が意見を提出できるように、県行政組織のウェブサイト、又はそれ以外のマスメディアに、最低でも 30 日間掲載しなければならない。

決定起草委員会は、それらの意見を集約し、草案の改訂に反映させる。

意見聴取と草案への反映、改訂が終了後、決定起草担当組織は、その草案と決定草案提案書を県司法課に提出し、県国民議会本会議の開催日の少なくとも 60 日前には、法令起草の技術面と法律上の整合性の検査を行う。

## 第 92 条 県司法課による決定草案の法律上整合性検査（新）

県司法課は、決定起草提案書、決定制定政策、決定制定政策の影響評価書が同時に添付して送られてきた場合にのみ、決定起草担当組織から送られてきた決定草案を受領し、研究、法律上の整合性検査を実施する。

決定草案の法律上整合性検査は、全面的かつ詳細に、政策、憲法、法律、条約、男女の平等との整合性、法令制定の管理手順と、例えば編、章、条の構成など法令制定の技術面の、必要性、論理性に特に注意して、決定草案を受領した日から 15 日のうちに行う。もし未だ明確でない問題が見られる場合には、県司法課は文書でその意見を決定起草担当組織に送り、再度の研究を求め、意見を受領してから 15 日の内に県司法課に改訂した草案を送りなおさせる。

決定草案の検査については、決定草案をモニターするために、県国民議会の司法委員会、国防、公安委員会、その他関連委員会、県代表事務所からの代表者の参加を必要とする。

基本的に決定草案内容が充足したとみられる時には、県司法課は決定起草担当組織と関係機関と調整協力のうえ、県行政組織に決定草案を提案する前に、統一性のための改訂と監修を行うこと。

## 第 93 条 県行政組織による決定草案の検討（新）

本法 92 条に定めのとおり、関連する書類と共に、決定草案を受領したのち、県代表事務所は、新たな問題、未だ見解統一されていない問題、指導を求められている問題について検討し、県行政組織の会議議題に載せ、県行政組織会議参加者に対し、遅くとも会議開催の 5 日前に決定草案を送付する。

県行政組織会議は、未だ統一されていない問題、指導を求められている問題、問題解決のうちの選択肢のみについて検討をし、そののち担当委員は県司法課と調整協力のうえで再改訂、再監修を実施する。

再改訂、再監修の終了後、担当委員会は、遅くとも県国民議会の開催日の60日前までに、検討草案の改訂と監修について文書で県代表事務所に対し報告し、県知事、首都知事と県国民議会常務委員会に提案する。

#### 第94条 県国民議会による決定草案の検討と採択（新）

県国民議会常務委員会が決定草案と関係書類を県代表事務所より受領後、関連する委員会に対し、県国民議会の司法委員と国防公安委員と調整協力の上で、全面的検査を決定草案の種類に応じて一回又は複数回行わせ、その後県国民議会常務委員会に報告し、常務委員会は県国民議会本会議に採択検討のため提案する。

県国民議会本会議が決定草案を採択したのち、関係の委員会は司法委員会、国防公安委員会、決定草案起草委員会、その他関連組織と調整協力の上、本会議での意見と議長の指導にしたがって決定草案を改訂する。

県国民議会常務委員会は、県国民議会本会議の日から数えて20日の内に、決定を採択した本会議決議、決定、その提案書を県知事、首都知事に署名の検討のため送付する。

#### 第95条 県知事、首都知事による公布への署名（新）

県知事また首都知事は、決定を受領した日から数えて15日のうちに、公布署名をする検討を行う。

### 第9章

#### 県知事、首都知事の命令、通達

#### 郡長、中心郡長、市長の決定、命令、通達の制定

#### 第96条 県知事、首都知事命令、通達（新）

県知事、首都知事命令とは、県知事、首都知事が発布する法令であり、自身の権限と責任範囲において、個人又は組織に対し、計画、法律、国家主席令、その他法令、またその他の問題を履行させることを目的とするものである。

県知事、首都知事通達とは、県知事、首都知事が発布する法令であり、国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令、計画またその他業務を、理解、方法、手順、乗物備品の利用、履行期限、調整、その他について指示した上で履行させることを目的とする。

県知事、首都知事の命令、通達として起草されるものは以下の通りである。

1. 上部の国家機関の法令の委任された条文、段落、項に関して拡張解釈
2. 憲法、法律、上部国家組織の法令、県国民議会議決における、その地方の経済社会開発、予算、国防公安に関する執行措置

3. 地方の国家統治役割の執行措置
4. 県知事、首都知事の権限と役割の範囲におけるその他の問題

### **第 97 条 県知事、首都知事の命令、通達の制定（新）**

各県の課と、課と同格の組織が、関連の組織と調整協力の上で、県知事、首都知事命令と通達を起草し、その後県、首都司法課に送付し、法律上の整合性、法令起草技術の検査を行い、意見を付けたのちに、県知事、首都知事に検討のために送付する。

### **第 98 条 郡長、中心郡長、市長の決定、命令、通達（新）**

郡長、中心郡長、市長の決定、命令、通達とは、郡長、中心郡長、市長の発布する法令であり、自身の権限役割の執行、また上部の国家組織の法令の拡張解釈と執行をその目的とする。

郡長、中心郡長、市長の命令とは、郡長、中心郡長、市長の発布する法令であり、自身の権限役割の範囲において、個人又は組織に対し計画、法律、国家主席令、その他法令とその他課題を執行させることを目的とする。

郡長、中心郡長、市長の通達とは、郡長、中心郡長、市長の発布する法令であり、国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令、計画又はその他業務を、理解、方法、手順、乗物備品の利用、履行期限、調整、その他について指示した上で履行させることを目的とする。

郡長、中心郡長、市長は、発布された法律の定めと範囲内で、決定、命令、通達を制定することができる。

### **第 99 条 郡長、中心郡長、市長の決定、命令、通達の制定（新）**

郡長、中心郡長、市長の決定の制定は、関連機関の調整協力を得て、郡、中心郡、市の司法事務所による法律上整合性と法令制定の技術面の検査を行わなければならない。そして、地方の印刷物に掲載、又は郡、中心郡、市事務所又は人の多い場所に掲示し、市民が意見を提出できるようにする。

郡事務所又は同格の組織が関連の組織と調整協力の上、郡長、中心郡長、市長の命令、通達の起草を行い、その後署名の検討のために郡長、中心郡長、市長に送付する前に、郡司法事務所が法律上整合性と法令制定の技術面の検査と意見提出を行う。

## **第 10 章 村規則の制定**

### **第 100 条 村規則**

村規則とは、自らの権限と役割の範囲において、上位の国家組織の法令の履行のため、又は治安と平穏維持のために、村行政組織が発布する法令である。

## 第 101 条 村規則の制定と採択（改正）

村行政組織が村規則の草案を起草し、村人と相談のために村会議に提案し、その後意見に従って改訂をする。

村人の意見に従い村規則の改訂をしたのち、村行政組織は、郡、中心郡、市の司法事務所の見解聴取後、その草案を郡、中心郡、市事務所に検討承認のため提出する。

採択された村規則は、村人の理解と履行のために、村人に対し掲示また普及伝達されなければならない。

村規則の制定手順については、別途規則の中に定める。

## 第 V 編

### 簡略手続による法令の制定

#### 第 102 条 簡略手続による法令の制定（新）

簡略手続による法令制定とは、以下の場合の法令制定活動である。

1. 国民議会常務委員会の合意による、実際に生じている国防公安、自然災害防止、伝染病、火災、必要性、緊急性のある事態
2. 明確な期限での法令一部又は全部の効力の停止
3. 新たに発布した法令と、又はラオスがこれから加盟する、又は既に加盟している条約と整合性を取るために、法令の緊急改正が必要なとき

#### 第 103 条 簡略手続による法令制定の組織の検討と同意（新）

国民議会常務委員会が、常務委員会決議と国家主席令の制定において簡略手続を使用することに合意する。また常務委員会は、簡略手続により法律を制定することを国民議会本会議に提案する権限を有する。

首相が、内閣令、閣議決議、首相決定、首相命令の制定において簡略手続を使用することに合意する。

県国民議会常務委員会が、自身のレベルの法令の制定における簡略手続を使用することに合意する。

#### 第 104 条 簡略手続による法令制定手順（新）

簡略手続による法令制定は以下のように行う。

1. 法令制定の担当組織が法令草案の起草を実行する
2. 法令草案起草組織は、草案と関連ある組織また個人からの意見聴取を行う。意見聴取を実施する場合にはその期間は 20 日を超えないこと
3. 法律的整合性検査、全面的 content 検査の担当組織は、草案を受領した日から 7 日のうちに法律的整合性検査、全面的 content 検査を行う

法律的整合性検査書類は、草案提案書と草案から成る。全面的な内容検査書類は、草案提案書、草案、法律的整合性検査報告書、意見聴取から得た意見、から成る。

## 第 105 条 簡略手続による法令の制定の書類、手順、採択の検討（新）

簡略手続による法令採択検討の提案書類は以下の通り。

1. 法律、国民議会決議、国民議会常務委員会決議、国家主席令案の提案書類は、法令草案提案書、草案、全面的な内容検査報告書から成る
2. 閣議決議、内閣令、首相決定、首相命令、県国民議会法令案の提案書類は、法令草案提案書、草案、法律的整合性検査報告書から成る

採択検討の手順は以下のよう実施する。

1. 本法 57 条の手順の定め通り、国民議会は法律草案、国民議会議決草案の採択を検討する
2. 本法 65 条の手順の定め通り、国民議会常務委員会は国民議会議決の採択を検討する
3. 本法 68 条の手順の定め通り、国家主席は、国家主席令が採択された後にはすぐに公布令への署名を検討すること
4. 本法 46 条の手順の定め通り、内閣は、内閣令、閣議決議の草案採択を検討する
5. 本法 75 条の手順の定め通り、首相は、決定、命令案が採択された後にはすぐに決定、命令公布への署名を検討する
6. 本法 79 条の手順の定め通り、県国民議会は、会議決議、県知事、首都知事の決定草案の採択を検討する
7. 本法 81 条の手順の定め通り、県国民議会常務委員会は、県国民議会常務委員会決議草案の採択を検討する
8. 本法 95 条と 97 条の手順の定め通り、県知事、首都知事は、決定、命令、通達が採択された後すぐに交付令への署名を検討する

## 第 VI 編

### 官報、発効、普及、解釈

#### 第 106 条 官報<sup>17</sup>（改正）

官報とは、一般市民に知らしめ、また実行される目的で、採択され公布された法令を掲載する政府の公的文書である。

官報は、電子的形式又は紙の印刷形式によって作られる。官報を担当する組織は、採択された、又は公布された法令を官報に掲載する役割を負う。

---

<sup>17</sup> ジョットマーイヘートラッタガーン/Official Gazette

## 第 107 条 法令の官報への掲載（改正）

法令の草案起草担当組織は、採択された、又は公布された法令を官報に掲載しなければならない。ただし、郡と村レベルの法令についてはその限りでなく、地方の印刷物等に掲載する、又は市民が容易に閲覧できる形式で掲示を行うことができる。

採択された、又は公布された法令の原本は、採択された又は公布された日から数えて 5 日のうちに官報担当組織に送らなければならない。その組織は当該の法令を受領した日から数えて 10 日以内に官報に掲載しなければならない。

本条文の一段落に定めのとりに官報に掲載していない、印刷物に掲載していない、又は掲示していない法令は効力がないものとみなす。

## 第 108 条 法令の発効（改正）

法令全部、又は一部の発効する日付はその法令の中に定める。しかし少なくとも、中央レベル組織の法令の場合は採択又は公布された日から数えて 45 日間ののち、県レベル組織の法令の場合は採択又は公布された日から数えて 30 日間ののち、郡レベル組織の場合は公布された日から数えて 7 日間ののちに、発効する。

簡略手続によって制定された法令は、採択又は公布した日にすぐに効力を持つことができ、その法令を発出した組織のウェブサイトへの掲載、マスメディアを通じた普及を行うが、採択された、又は公布された日から数えて 3 日を超えないうちに、官報に掲載を行わなければならない。

## 第 109 条 法令の利用（新）

法令は、その法令が発効した日から利用される。

もし法令同士が矛盾する場合には、より上位の法令を優先する。もし同位の法令が矛盾する場合には後から発出された法令を優先する。もし同一の問題点において同位の法令が矛盾する場合は、その問題点の特別法令を優先する。

もしすでに発効している法令の内容が、ラオスが批准する条約内容に矛盾する場合には、条約内容を優先利用し、至急当該法令を改正又は修正しなければならない。ただし憲法はその限りでない。

## 第 110 条 法令の遡及発効

法令は、場合により遡及して、又は遡及せずに発効する。

法令は、関連の法令の中で定めた場合にのみ遡及して発効する。

法令は以下の場合には遡及発効しない

1. 新しい法令に定められた法律上の責任が、それまでの既存の法令には定められていなかった場合
2. 法律上の責任において、すでに公布している法令の責任段階よりも、より高い責任段階を定めた場合

刑法を除いて、法律の不遡及の原則の例外を認めるには、合理的な理由があり、必要な目的を達成するためで、そして関係者のための適切に公正な利益がある場合に限られる。

法律が遡及発効したことにより、国家が他人の資産を受取る結果になった場合には、国家は規則に従い、補償しなければならない。

## 第 111 条 法令の効力の停止（新）

法令の効力は、以下の通り、権限を有する組織の停止決定があるときに全部又は一部が停止される。

1. 権限を有する組織が、本法の 119 条 120 条 121 条 122 条に定めのある通り当該法令の廃止決定を発出した場合には、効力は無効となる。もし廃止決定が発出されない場合、当該法令は以降も有効である
2. 権限を有する組織が、発生した経済社会問題解決のため一時的に効力を停止する法令を発出したとき

停止期限、当該法令がその後有効となるか、又は当該法令の効力が終了するか、権限を有する組織の法令の中に明確に定めなければならない。

執行停止に関する決定、法令修正に関する決定は、決定が発出された日から数えて遅くとも 3 日以内に、官報と、マスメディアに掲載しなければならない。

## 第 112 条 法令の印刷と普及（改正）

法令を起草担当した組織は、公布され施行された法令を印刷、複写し、各分野、中央、県、都の組織に送付し、それぞれの組織は、複写を自身の組織内部の中央から地方まで送付しなければならない。

地方行政組織が制定した法令については、自分の組織の上部組織に報告のために送付し、その後複写を該当の地方内各組織に送付する。

法令を起草担当した組織、中央組織、地方組織は、その法令の研修、広報、普及を様々な形式、方法で行なう役割を有する。同時に少数民族の言語でも広報、普及をおこない、その法令の履行に良い成果をもたらすようにする。

## 第 113 条 法律の解釈

もし法律のなにかの規定又は条文記載が明確でない、又は矛盾する場合には、その規定あるいは条文記載の解釈を国民議会常務委員会に提案し、その解釈をおこなう。

国民議会常務委員会は、該当の法律の規定又は条文の解釈に関する決議を発出する。

法律以外の法令については、該当の法令を制定した組織が、説明文書を発出する。

## 第 VII 編

### 法令の統合、再検討、整理

## 第 114 条 法令の統合（新）

法令の統合とは、法律の一部条文改正法の内容、又は法律の改正法の内容を、現在効力のある法律の内容と合わせて、一つの法律とすることで、法律制度を利用において簡易、明確、便利にし、法律履行における効率性を高める。

国民議会常務委員会が、法令の統合の詳細規定を定める。

## 第 115 条 法令の再検討と整理（新）

法令の再検討とは、再検討のための根拠となる法令と、経済社会開発状況と、再検討される法令の定めと内容を検討、比較、評価することである。

法令整理とは、法令再検討から得た、法令の取り纏め、法令の分類化により完全にし、ある手続きによって内部統一的になるよう法令の分類再整理を行うことである。

法令の起草担当組織は、自身の権限と役割範囲内における法令の再検討と整理に責任を持つ。もし法律と矛盾する規定、規定同士の矛盾、重複、無効又は経済社会開発状況との矛盾が見られるときには、緊急に、執行の停止、改正、取消、代替法令の発行によって問題を解決する、又は解決の権限を有する組織に提案しなければならない。個人、法人、組織は、権限を有する国家組織に対し、当該法令の執行の停止、改正、取消、代替の新法令の発出を提案する権利を持つ。

法令の再検討は、日常的に、再検討の根拠があればすぐに実施しなければならない。法令の整理は、一定期間で定期的に行わなければならない、現在効力を有する法令体系集を作成できるようにする。

国民議会常務委員会はすべての法令体系を再検討し決定する。法令起草担当組織は、国家統治における要望と要求に従い、項目、分野また範囲において再検討し決定する。内閣が法令の再検討と整理における規定を定める。

## 第 VIII 編

### 法令の監視検査と評価

## 第 116 条 法令の監視・検査（新）

法令制定の監視検査の目的とは、公布され、施行された法令が、憲法、法律とその他の法令に整合し、定期的に、国家の経済社会開発状況の中で、その法令が法令制度の中で同調し、効率的、効果的に運用可能であることを保証するためである。

何れかの法令が、憲法、法律、その他法令と全部又は一部食い違う、経済社会状況と矛盾がある、又はラオスが批准する国際条約と食い違いがある場合には、解決を検討するか、又は上位の機関に提案し、当該法令の改正、停止又は廃止などを求める。

## 第 117 条 監視検査する組織

監視検査をする組織とは、法令を制定した組織の直接上部組織であり、上部組織は自分の権限と責任の範囲において、下部組織の法令を監視検査する権限を有する。すでに公布さ



れ施行された法令が、憲法、法律、又はその他の法令と食違いがあると見られるときには、国家上部組織は、その法令の全部又は一部を停止又は廃止する権限を有する。

#### 第 118 条 監視検査の内容（新）

法令の正当性の監視検査とは以下の内容である。

1. 憲法、法律、ラオスが批准する条約、上部組織の法令との整合性
2. 法令の内容と法令制度の間の整合性
3. 法令の内容とその法令を発出した組織の権限との間の整合性
4. 法令の内容と経済社会状況との間の整合性

#### 第 119 条 国民議会と県国民議会の監視検査（改正）

国民議会は、国家組織のすべてのレベルの法令の制定について監視検査する組織である。

国民議会本会議は、国民議会常務委員会、国家主席、内閣、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、国家監査庁、ラオス建国戦線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法又は法律に矛盾がある法令の全部又は一部を、上記組織からの提案に基づき、廃止する権限を有する。

国民議会常務委員会は、内閣、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、国家監査庁、ラオス建国戦線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法又は法律と矛盾がある法令の全部又は一部の執行を停止命令する権限を有し、その後国民議会本会議にその法令の廃止を提案できる。ただし人民裁判所と人民検察庁の事件訴訟にかかる法令を除く。それ以外に、国民議会常務委員会は、憲法又は法律と矛盾する県国民議会常務委員会の法令を全部又は一部廃止する権限を有する。

もし地方行政組織の法令が、憲法又は法律と矛盾する場合には、内閣に対し、その法令の執行停止命令を提案する。

県国民議会は自身が制定した、又は下部組織が制定した法令の監視検査をする責任を有する。もし自身が制定した、又は下部組織が制定した法令が、憲法、法律又は国家上位組織の法令に矛盾するとみられる場合には、全部又は一部の停止又は廃止をしなければならない。

#### 第 120 条 内閣の検査（新）

内閣は、各省、省と同格の組織、県国民議会、県都知事、郡長、中心郡長、市長の法令が憲法、法律また国家の上部組織の法令と矛盾する法令の検査と解決を行う。

首相は、大臣、省と同格組織の長、県知事、都知事、郡長、中心郡長、市長の法令で憲法、法律又は上部組織の法令に矛盾があるとき、全部又は一部の廃止又は停止を検討、決定する。また県国民議会議決が憲法、法律、上部の国家組織の法令に矛盾があると見える時には、国会常務委員会にその停止を提案し、国民議会本会議に当該法令の廃止を提案する。

司法省は、各省、省同格組織、県都、郡、中心郡、市の憲法、法律、上部国家組織の法令と矛盾のある法令の検査と問題解決業務における内閣の司令塔となる。

県国民議会本会議議決が憲法、法律、上部組織の法令に矛盾がある場合には、司法省が首相府、各省、関連する省同格組織と調整協力の上、首相の報告書を準備し、国民議会常務委員会に対し当該議決の停止を提案する。

#### 第 121 条 大臣、国家組織の長の検査（新）

大臣、国家組織の長は、自身が制定した法令、またその内容が自身の分野、責任範囲にある省、国家組織、県国民議会によって制定された法令の検査について責任を持つ。もし、自身が制定した法令と、憲法、法律、上部組織の法令に矛盾がある場合、大臣、国家組織の長は全部又は一部の停止又は廃止の責任を持つ。

その法令の分野また範囲の責任の大臣、国家組織の長は、首相に対し、大臣、組織の長、県知事、都知事、郡長、中心郡長、市長の法令で、自身の分野、責任範囲内の法令と矛盾のある法令の停止又は廃止を提案する権利を有する。首相に報告し、国民議会常務委員会に対し自身の分野で責任範囲にある法令と矛盾のある県国民議会法令の廃止を提案する。

#### 第 122 条 県知事、首都知事の検査（新）

県知事、首都知事は、自身が制定した、又は自身の下部組織が制定した法令の検査に責任を持つ。もし自身が制定した、又は自身の下部組織が制定した法令が憲法、法律、上部国家組織の法令と矛盾があるとみられる場合、当該の法令を全部又は一部、停止又は廃止しなければならない。

#### 第 123 条 法令履行の監視検査（改正）

法令の起草責任組織は、自分の責任下にある法令の監視、検査、援護、履行する役割を有し、法令の拡張解釈の執行を厳密、厳格に保証することを目的とする。

#### 第 124 条 法令の執行評価（改正）

法令の執行評価とは、何かの法令の特定の内容又は全部の内容の執行の効率性、効果性の推計、評価であり、定期的な開発状況との矛盾、法令制度内の法令との矛盾、ループホール、影響、又は執行不能の問題を解決図るためのものである。

法令の執行評価の内容は、少なくとも以下 5 側面の効果性、効率性の推計に注力する。

1. 法令の広報普及と尊重度の向上
2. 法令の執行メカニズムの制定又は改正、またそれと共に詳細なる法令の拡張解釈
3. 法令執行担当の国家公務員職員の研修、知識レベルと能力向上
4. 法令の相互矛盾、ループホール、悪影響、又は法令の執行を不可能に導く原因について検査を行うこと

5. 国民に対する便宜とサービス提供のため、情報、資料、マネージメントの供与

#### 第 125 条 法令の執行評価機関（新）

法令の執行評価機関は、法令を制定した組織であり、自身の法令の執行評価の計画立案、またその計画の履行、その後内閣に対し法令執行の結果報告をし、内閣が定期的に国民議会に纏めの報告をする。

司法省は、省、国家組織の法令について、又は関連組織からの提案に従い、法令執行の評価に関する調整協力、監視、援助、支援提供、アドバイスの主体となる。

#### 第 126 条 法令の執行停止又は廃止の提案

個人、法人又は組織が、すでに発効している法令の内容につき、他の法令との矛盾、またラオス人民民主共和国が批准する条約と矛盾があると思われる場合には、司法省又は本法 117 条、119 条に定めのある通りの監視検査を行う組織に検討を求める。

### 第 IX 編 最終規定

#### 第 127 条 履行（改正）

国会、内閣、国家主席府、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査庁、ラオス建国戦線、退役軍人連盟、中央大衆組織、県国民議会、地方行政組織は、本法律を厳密に執行する役割を有する。

#### 第 128 条 発効（改正）

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が本法施行の国家主席令を発布し、また官報掲載した 15 日後に発効する。

本法は、旧法令制定法（19/ສພຸ, 2012 年 7 月 12 日）に代える。

本法に矛盾する規定、条文はすべて無効となる。

国民議会議長

Dr. ソムポーン・ポムヴィーハーン